

第六十師團 陸軍部 編制部 陸軍省 陸軍部 陸軍省

陸軍部 陸軍省

一 陸軍部 陸軍省
 二 陸軍部 陸軍省
 三 陸軍部 陸軍省
 四 陸軍部 陸軍省
 五 陸軍部 陸軍省
 六 陸軍部 陸軍省
 七 陸軍部 陸軍省
 八 陸軍部 陸軍省
 九 陸軍部 陸軍省
 十 陸軍部 陸軍省
 十一 陸軍部 陸軍省
 十二 陸軍部 陸軍省
 十三 陸軍部 陸軍省
 十四 陸軍部 陸軍省
 十五 陸軍部 陸軍省
 十六 陸軍部 陸軍省
 十七 陸軍部 陸軍省
 十八 陸軍部 陸軍省
 十九 陸軍部 陸軍省
 二十 陸軍部 陸軍省

請給與金證明書



本籍地
 現住所
 所屬部隊
 第六十師團 獨立步兵第十一大隊 第五中隊
 官氏名
 陸軍伍長 松本道太郎
 右者ニ對スル昭和十七年一月三十日陸軍省告示第二號大東
 亞戰役ニ係ル死没者特別賜金賜與規定第二條第三項ノ
 請給與金六支給シテラサルコトヲ證明ス

昭和二十年一月一日

獨立步兵第十一大隊長 陸軍中佐 福井哲吉



第六十一卷 陸軍部 陸軍大臣 陸軍部 陸軍部 陸軍部

陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部

陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部

陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部

陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部

陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部

陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部

中四三扶發第 八章四號

因心貴關係書類三閱スル件可答

昭和九年十月廿九日

中部第四十三部隊

石第三五九七部隊御中

上月七日附石部副人恩第三四五號ヲ以テ照會ナリ多九記
者三條ノ首題ノ件 十月三十日受領済ニ付承知相成度

九記

陸軍軍曹

中島八留善
以下三名

京漢作戦進攻地隊ノ心三五九ニ多九 中島軍曹 以下三名、恩第三四五號ノ書類
送付也。輸送間ニ學費、海浸等ノ任、留學事業担任部法(到着)ノ
至々、念入

村	每	任主	官級高	長謀参	長圖師
		心	上		—



姓名	籍貫	年齡	學歷	現任所	本籍地	勤務概要	發病日期	發病場所	發病狀況
...

事實證明言

本籍地
現任所

獨立步兵第十三大隊本部

大正十五年徵集 陸軍二等兵 石黑實

內地港灣出發年月日 昭和十九年三月三十一日 (門司港出帆)

戰地到着年月日 昭和十九年四月四日 (山海關通過)

勤務概要

自昭和十九年四月四日 輸送業務

至同 至四月九日

發病年月日 昭和十九年五月一日

發病場所 中華民國河南省新鄭縣新鄭

病名

發病狀況

コト號作戰參加シ五月一日五日六行ノ下痢ヲ招來ス依ツテ五月五日受診服藥ニヨリ行動ヲ共ニ來レルモ六月十五日ヨリ食思全然不振トシ身體削瘦著明トナリタルニヨリ再ヒ二十日受診ス

右ハ認ムルニ既往症トク健康體ヲ以テ應召渡支セルモノニテ本病誘發ノ原因ヲ探究スルニ昭和九年三月二十日歩兵第百二十八聯隊補充隊ニ應召同月三十日門司港出帆迄教育訓練及出戰準備ニ忙殺セラル 門司金山門ノ船舶輸送ニアリテハ坪當リ六七名ヲ收容シ狹隘ナル船倉内ハ温度上昇シ換氣不良ニシテ空氣惡染ノ度甚クシキ中ニ船舶衛兵ニ服務ス 釜山一安東一山海關一石門一小箕鎮間ヲ貨物列車ニ依リ連日晝夜間ノ高低差甚クシキ中ヲ輸送セラレ 四月十日小箕鎮ヨリ行軍ヲ以テ河南省源武縣宋樓ニ集結中ノ大隊主力ニ追及シ以來輸送間ニ於ケル疲勞回復ノ遅ナク黃河ヲ渡河進撃ヲ開始シ作戰諸準備並ニ猛烈ナル諸訓練ニ從事ス

參事加入
原



四月二十日黃河ヲ渡河鄭州一新鄭一禹縣一郟縣一臨汝縣一宜陽一長水鎮ト氣温九十度内外ノ酷暑ヲ克服シテ連日連夜休養ノ遅ナク強行軍ヲ實施ハ旬日長水鎮ニ於テ敵封鎖ニ任シテリタル部隊ハ反轉殆シト同經路ヲ經テ襄城ヨリ葉縣ニ至リ更ニ轉シテ鄭州ニ向テ途次遂ニ病勢増悪入院ニ至リタルモノニテ中間連日ノ作戰行動ハ休養ノ不足ヲ來シ又糧秣ノ補給主食副食共ニ圓滑ヲ欠キ現地徵發物質ヲ以テ之ニ代フル等給與ノ不良ハ不潔ナル支那民家ニ於ケル宿營病原因多發地ノ通過水質ノ不良等凡ク非衛生的條件ト共ニ遂ニ發病入院ニ至ラシメタル右ノ如ク應召後直チニ渡支作戰參加ニシテ環境ノ劇変休養給養ノ不足及事變地ニ於ケル氣候惡感作ハ生理的病理的ニ自體ノ諸病ニ對スル抵抗力ヲ減弱シ凡ク非衛生的條件ハ本病誘發ノ原因トナリタルモノニシテ眞ニ公務ニ起因スルモノト認ム

右證明ス